

副読 | 消費税

ライブラリ

給料か外注費か

「外注費には消費税がかかるが、給料に消費税はかからないので、外注を使った方が、納税時期に納める消費税が少なくて済む。消費税は自社の従業員よりも外注を使う原因になる」という言説について説明します。

消費税率 10%

課税売上消費税 - 課税仕入消費税 - 人件費消費税 = 納税時期に納める消費税

給料版

課税売上 1100万円（本体価格1000万円，消費税100万円）

課税仕入 0円

給料 300万円

納税時期に納める消費税（納税消費税）

100万円 - 0円 - 0円 = 100万円

外注費版

課税売上 1100万円（本体価格1000万円，消費税100万円）

課税仕入 0円

外注費 330万円（本体価格300万円，消費税30万円）

納税時期に納める消費税（納税消費税）

100万円 - 0円 - 30万円 = 70万円

外注費版（70万円）の方が給料版（100万円）よりも、納税消費税が少なくて済むから、外注を使ってしまう…という理屈です。

言説を否定してみる

給料300万円に対して外注費330万円なので、給料の方が30万円支出が少ないです。自社の人材を使う場合は30万円を保存しておき、納税時期に使えば、納税消費税100万円は変わりませんが、負担金額は70万円で、外注費版と同じです。

先か後かの違いです。経営に余裕がないため目先に捉われるなら、外注費よりも給料を選ぶはずです。

自社で人材を育成する余裕がない、社会保険（健康保険、税金など）の負担が不要、必要に応じて使える…が理由で外注を使うなら、外注を使う理由は消費税ではありません。

自社の人材を使う場合に、消費税相当分を自社で保存する自信がないので外注を使うなら、外注を使う理由は心理的な問題です。消費税が理由ではありません。

しかし消費税制度があるから、給料を選んだ場合に、自由にならない資金を手元に置く心理的負担が発生します。

消費税制度がなければ、「給料と外注費と外注費の消費税と納税消費税」の関係はなくなるので、「給料か外注費か」の論議も無くなります。

消費税制度の是非と全体的な仕組みについては、他PDFを参照してください。

※ショート#1 PDFの「消費税の仕組み」とは別の結論にしました

最終更新日 2026-08-13

[まこと](#)